

平成 23 年 4 月 24 日  
逆瀬台小学校区まちづくり協議会  
「ゆずり葉コミュニティ」  
平成 23 年度会長 徳高宗雄  
平成 22 年度会長 中村一雄  
平成 22 年度書記 日比明男

「平成 23 年 4 月度定時役員会」議事録

日時 平成 23 年 4 月 24 日（日）10:00－12:30  
場所 ゆずり葉コミュニティルーム  
出席者 徳高、中村、井篁、千秋（委任状）、黄地、小松、田麦、斉藤、  
五十嵐、大和、岸本、鬼頭、吉山、菅野、室崎、藤田、石谷、那須、  
濱名、石渡、木村、国司、田中、江畑、中山、常岡、日比  
（計 27 名 順不動）

議事に先立ち今回逆瀬台小学校長に就任された奥田校長より着任の挨拶があった。

《 議 事 》

恒例により平成 22 年度中村会長が司会して会議入りした。

報告第 1 号 平成 22 年度活動報告

全体活動事業について★資料 1-2 頁/18 頁にもとづき中村会長より説明、  
(11 項) については「ガソリンスタンド隣接使用地についてのご報告」の  
別紙資料(議事録 3 頁)が配布され黄地特命部長から詳細説明がなされた。  
事務局活動事業について井篁局長より★資料 2-3 頁/18 頁に従い説明。  
活動局支援事業については千秋活動局長不在のため井篁局長が代理で  
説明★資料 3-4 頁/18 頁

報告第 2 号 平成 22 年度会計・監査報告

西澤経理委員、結城施設委員、道之前専任経理委員それぞれ作成の  
決算書について田麦監査役員より会計報告書が適正に処理されていた  
事を報告。

以上何れも満場一致で承認された。

続いて徳高新会長の就任挨拶の後、徳高会長が司会となり議案1号～3号について議事に入った。

**議案第1号 平成23年度役員を選任**

平成23年度役員名簿（案）3役名簿（案）監査役員名簿（案）事務局委員名簿（案）活動局委員名簿（案）が提示され★資料7-8頁／18頁につき井篔局長より説明

**議案第2号 平成23年度事業計画（案）**

全体活動事業について

徳高新会長より★資料9頁／18頁について今後の基本方針を説明

事務局活動事業 活動局支援事業★資料9-10頁／18頁について

井篔事務局長より説明

**議案第3号 平成23年度会計予算（案） 会計収支予算書及び特別会計が**

提示され★資料11頁／18頁につき井篔局長より説明

活発な意見交換、質疑応答があった後何れも満場一致で承認

徳高会長より今後とも一層のご支援、ご協力をお願いして

すべての議事を終了した。

次回役員会は6月5日（日）10:00-12:00

当ゆづり葉コミュニテイルームで開催予定

以上

## ～ガソリンスタンド隣接市有地についてのご報告～

本年4月に実施された宝塚市の組織改定および人事異動の結果、本件についての担当者（窓口）は企画経営部々長 上江洲（ウエス）部長となりました。再度「地域と話をしたい」との意向です。

### ＜本件の概要、及び次年度役員への引き継ぎ事項＞

- ・本来、当該地は第2地区の共同利用施設・地域利用施設、等公共施設を設けるために、宝塚市の第3セクタ（破綻処理の一環として）より、引き継がれた物件の一つです。
- ・ちなみに、第2地区には「XX会館」等の共同利用施設が“1カ所も有りません”が、他地区には最低1カ所以上の共同利用施設が必ずあります。
- ・民間事業者「まる投げ」した場合の問題点。（比較事例）  
第2地区「野上児童館」（「聖隷福祉事業団」に土地を提供し、施設建設～運用・管理まで、総てを行っている“まる投げ方式”） 第7地区「西谷児童館」（「特定非営利法人N I S I T A N I」（地域の非営利団体が運営・管理を行っている）、この両者を比較した場合、市からの支出（助成金・等）は、ほぼ同額であるにも関わらず、地域利用者にたいする、利便性への配慮やサービスの内容・質は、圧倒的に「西谷児童館」の方が優れている。福祉法人は「非営利団体」ではありませんが、「特定非営利法人N I S I T A N I」は、その名の通り地域の自治会・まち協、等が設立した「非営利団体」です。

この様に、土地を提供（貸す）し、上物の建設や事業を営利事業者「まる投げ」するやり方は事実上の売却と変わらないため、将来の当該地の地域利用を閉ざす結果となる。平成25年度に「約20億円を返済もしくは借り換えを行わなければならない」ことは避けられない。コンビニ誘致は借り換えを行うための「苦肉の策」？と考えられます。

- ・当該地は、ゆずり葉コミュニティ内に位置していますが、その利用については、コミュニティ西山、第一小コミュニティ、なども関与すべき問題であり、これ等の地域を包含する第2地区自治会連合会も「関与すべき問題」と理事会で議決されています。
- ・また、古家政策推進課長は「当該地の処分は行政の専権事項にあたり、市議会の承認を要しない」と明言していますが、多くの市議会議員（改選前）は、利用目的の大幅な変更であり（公共利用目的⇒営利・収益目的）、看過出来ない、とのご意見でした。第2地区自治会連合会 神木会長は「この件について行政より説明を受ける場合、地域の市議会議員（複数）にも同席を願うべき案件と思う」と言われています。

昨年度の中村会長及び役員会より命ぜられた「特命（対外広報・情報収集）部長」として昨年度及び新年度役員の皆様にご報告をさせていただきます。 以上

平成23年4月24日  
ゆずり葉コミュニティ  
特命部長 黄地幸昌